

第9回 物部川水系流域治水協議会
第9回 仁淀川水系流域治水協議会
第7回 物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会
第7回 仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会
仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会

日時：令和4年5月19日（木）10:00～11:30

場所：高知河川国道事務所（WEB会議）

議 事 次 第

1. 挨拶

2. 議事

（1）規約の改定について

（2）水防に関する情報について

1）重要水防箇所の追加について

2）氾濫危険情報の発表前倒しについて

3）キキクル（危険度分布）の改善について

（3）流域治水

1）今年度の具体的な進め方

（4）「水防災意識社会再構築ビジョン」の第2期（令和3年度～令和7年度）取組方針について

3. その他

（1）河川情報センターより話題提供

第9回 物部川水系流域治水協議会 ・ 第9回 仁淀川水系流域治水協議会 ・ 第7回物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会 ・ 第7回仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 ・ 仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会
 構成員一覧表及び出席者名簿（順不同、敬称略）

令和4年5月19日（木） 10:00～11:30 WEB

No.	機関	役職	氏名	出席状況					出席者	随行者			
				物部川水系流域治水協議会	仁淀川水系流域治水協議会	物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会	仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会	仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会		防災対策部防災政策課 課長	防災対策部防災政策課 防災対策監	防災対策部防災政策課 主査補	都市建設部河川水路課 課長
1	高知市	市長	岡崎 誠也	○	○	○	○	○	【代理出席】 防災対策部 部長 有澤 純	防災対策部防災政策課 課長 松岡 宏輔	防災対策部防災政策課 防災対策監 堀内 深玄	防災対策部防災政策課 主査補 柏井 菜都美	都市建設部河川水路課 課長 手島 和彦
2	南国市	市長	平山 耕三	○	-	○	-	○	【代理出席】 危機管理課 課長 山田 恭輔				
3	土佐市	市長	板原 啓文	-	○	-	○	○	【代理出席】 建設課 波介川・水資源対策室参事 関 祐介	防災対策課 課長 廣澤 章郎	防災対策課 課長補佐 橋本 悠昌	建設課 課長補佐 川崎 聖人	
4	香南市	市長	濱田 豪太	○	-	○	-	○	【代理出席】 防災対策課 課長 岡林 崇一	防災対策課 防災総務係長 中岡 俊雄			
5	香美市	市長	依光 晃一郎	○	-	○	-	○	依光 晃一郎				
6	いの町	町長	池田 敦子	-	○	-	○	○	【代理出席】 副町長 水田 正孝	土木課長 尾崎 瑞央	土木課 課長補佐 岡井 清博	土木課 維持管理係長 岡田 桂	総務課 課長 土居 浩
7	仁淀川町	町長	古味 実	-	○	-	-	-	【代理出席】 産業建設課 課長補佐 鎌倉 和幸				
8	佐川町	町長	片岡 雄司	-	○	-	○	-	欠席				
9	越知町	町長	小田 保行	-	○	-	-	-	【代理出席】 副町長 園貞 誠志	建設課 課長補佐 片岡 宏文			
10	日高村	村長	戸根 眞幸	-	○	-	○	○	【代理出席】 副村長 藤田 浩	建設課 治水対策室長 西村 篤史	建設課 治水対策係長 森 昭三	総務課 危機管理室長 谷崎 茜子	総務課 危機管理室主事 金子 真人
11	高知県	危機管理部長	中岡 誠二	○	○	○	○	-	【代理出席】 機器管理部 副部長 江淵 誠	危機管理・防災課 チーフ（防災担当） 高橋 鋭司			
12	高知県	土木部長	萩野 宏之	○	○	○	○	○	【代理出席】 土木部河川課 課長補佐 山下 智	土木部河川課 チーフ（計画担当） 西田 忠司			
13	高知県	農業振興部長	杉村 充孝	○	○	-	-	-	【代理出席】 農業振興部農業基盤課 課長 豊永 竜二	【代理出席】 農業振興部農業基盤課 チーフ 藤本 勝			
14	高知県	林業振興・環境部長	豊永 大五	○	○	-	-	-	【代理出席】 治山林道課 課長 松尾 文昭	木材増産推進課 チーフ（造林・間伐担当） 山崎 洋	治山林道課 チーフ（治水担当） 北代 修志		
15	高知県 ※オブザーバー	公営企業局 次長	竹崎 幸博	○	-	-	-	-	竹崎 幸博	公営企業局電気工事水課 チーフ（土木担当） 貞廣 展明			
16	農林水産省 ※オブザーバー	中国四国農政局 洪水調節機能強化対策官	中尾 仁	-	○	-	-	-	中尾 仁				
17	農林水産省	中国四国農政局 高知南国農地整備事業所長	児島 学	○	-	-	-	-	小島 学				
18	林野庁	四国森林管理局 高知中部森林管理署長	吉良 康	○	-	-	-	-	吉良 康				
19	林野庁	四国森林管理局 嶺北森林管理署長	小笠原 建夫	-	○	-	-	-	小笠原 建夫				
20	森林整備センター	高知水源林整備事務所長	三津山 博文	○	○	-	-	-	【代理出席】 高知水源林整備事務所 次長 土居 雅美				
21	気象庁	高知地方気象台長	吉野 昌史	○	○	○	○	○	【代理出席】 高知地方気象台 次長 寺尾 克彦				
22	四国電力(株) ※オブザーバー	高知支店 技術部 次長	八嶋 和幸	-	○	-	-	-	八嶋 和幸				
23	物部川流域学識者会議 仁淀川流域学識者会議 ※オブザーバー	代表 高知大学教育研究部 自然科学系理工学部門 教授	笹原 克夫	○	○	-	-	-	欠席				
24	物部川漏水対策検討会 ※オブザーバー	代表物部川漁業協同組合 組合長	松浦 秀俊	○	-	-	-	-	松浦 秀俊				
25	物部川清流保全推進協議会 ※オブザーバー	会長 高知工科大学 経済・マネジメント学群 副学群長	渡邊 法美	○	-	-	-	-	欠席				
26	仁淀川清流保全推進協議会 ※オブザーバー	会長 水生生物研究家	石川 妙子	-	○	-	-	-	欠席				
27	国土地理院	四国地方測量部長	小室 勝也	-	-	○	○	-	小室 勝也				
28	国土交通省	大渡ダム管理所長	石岡 克浩	-	○	-	○	-	石岡 克浩	係長 山本 裕也			
29	国土交通省	高知河川国道事務所長	多田 直人	○	○	○	○	○	多田 直人				

物部川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「物部川水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、物部川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本会議を進めていくにあたり、その他の物部川流域内関係自治体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
- 4 協議会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 物部川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- (2) 河川に関する対策、流域に関する対策及び避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(部会の設置)

第5条 協議会は、第4条に掲げる事項を円滑に進めるため、構成員の発議により部会を設置することができる。

- 2 部会での審議結果は、協議会にて構成員に共有するものとする。
- 3 部会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所調査課及び高知県土木部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月6日から施行する。
本規約は、令和2年11月27日に改定する。
本規約は、令和3年2月8日に改定する。
本規約は、令和3年3月23日に改定する。
本規約は、令和3年12月23日に改定する。

物部川水系 流域治水協議会 名簿

	機関	役職
構成員	高知市	市長
構成員	南国市	市長
構成員	香南市	市長
構成員	香美市	市長
構成員	高知県	危機管理部長
構成員	高知県	農業振興部長
構成員	高知県	林業振興・環境部長
構成員	高知県	土木部長
構成員	農林水産省	中国四国農政局 高知南国農地整備事業所長
構成員	林野庁	四国森林管理局 高知中部森林管理署長
構成員	森林整備センター	高知水源林整備事務所長
構成員	気象庁	高知地方气象台長
構成員	国土交通省	高知河川国道事務所長
オブザーバー	高知県	公営企業局 次長

仁淀川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「仁淀川水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、仁淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

3 本会議を進めていくにあたり、その他の仁淀川流域内関係自治体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

4 協議会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 仁淀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策及び避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

(3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

(4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(部会の設置)

第5条 協議会は、第4条に掲げる事項を円滑に進めるため、構成員の発議により部会を設置することができる。

2 部会での審議結果は、協議会にて構成員に共有するものとする。

3 部会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所調査課及び高知県土木部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月6日から施行する。
本規約は、令和2年11月26日に改定する。
本規約は、令和3年2月8日に改定する。
本規約は、令和3年3月23日に改定する。
本規約は、令和3年12月23日に改定する。

仁淀川水系 流域治水協議会 名簿

	機関	役職
構成員	高知市	市長
構成員	土佐市	市長
構成員	いの町	町長
構成員	仁淀川町	町長
構成員	佐川町	町長
構成員	越知町	町長
構成員	日高村	村長
構成員	高知県	危機管理部長
構成員	高知県	農業振興部長
構成員	高知県	林業振興・環境部長
構成員	高知県	土木部長
構成員	林野庁	四国森林管理局 嶺北森林管理署長
構成員	森林整備センター	高知水源林整備事務所長
構成員	気象庁	高知地方気象台長
構成員	国土交通省	大渡ダム管理所長
構成員	国土交通省	高知河川国道事務所長
オブザーバー	農林水産省	中国四国農政局 洪水調節機能強化対策官
オブザーバー	四国電力株式会社	高知支店 技術部 次長

物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、物部川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、物部川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(組織の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、四国地方整備局高知河川国道事務所調査課で行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、平成28年 6月 2日から施行する。
本規約は、平成30年 1月12日に改正する。
本規約は、平成30年 9月27日に改正する。
本規約は、令和 2年 5月25日に改正する。

別表 1

物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成

四国地方整備局 高知河川国道事務所長

国土地理院 四国地方測量部 四国地方測量部長

気象庁 高知地方气象台長

高知県 土木部長

高知県 危機管理部長

高知市長

南国市長

香南市長

香美市長

物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会 構成

四国地方整備局 高知河川国道事務所 副所長

国土地理院 四国地方測量部 防災情報管理官

気象庁 高知地方气象台 防災管理官

高知県 河川課 課長補佐

高知県 危機管理・防災課 課長補佐

高知県 高知土木事務所 次長（技術総括）
河川管理課長

高知県 中央東土木事務所 技術次長
河港管理課長

高知市 防災政策課長（福祉部局は防災政策課長が統括する）

南国市 危機管理課長（福祉部局は危機管理課長が統括する）

香南市 防災対策課長（福祉部局は防災対策課長が統括する）

香美市 防災対策課長
福祉事務所長

仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、仁淀川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、仁淀川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(組織の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、四国地方整備局高知河川国道事務所調査課で行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、平成28年 6月 2日から施行する。
本規約は、平成28年 8月23日に改正する。
本規約は、平成29年 5月17日に改正する。
本規約は、平成30年 1月12日に改正する。
本規約は、平成30年 9月28日に改正する。
本規約は、令和 2年 5月25日に改正する。

別表 1

仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成

四国地方整備局 高知河川国道事務所長

四国地方整備局 大渡ダム管理所長

国土地理院 四国地方測量部 四国地方測量部長

気象庁 高知地方气象台長

高知県 土木部長

高知県 危機管理部長

高知市長

土佐市長

いの町長

佐川町長

日高村長

仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会 構成

四国地方整備局 高知河川国道事務所 副所長

四国地方整備局 大渡ダム管理所長

国土地理院 四国地方測量部 防災情報管理官

気象庁 高知地方気象台 防災管理官

高知県 河川課 課長補佐

高知県 危機管理・防災課 課長補佐

高知県 高知土木事務所 次長（技術総括）
河川管理課長

高知県 中央西土木事務所 技術次長
河港建設課長

高知市 防災政策課長（福祉部局は防災政策課長が統括する）

土佐市 防災対策課長（福祉部局は防災対策課長が統括する）

いの町 総務課 危機管理室長
ほけん福祉課長

佐川町 総務課 危機管理対策室長（福祉部局は危機管理対策室長が統括する）

日高村 総務課長
健康福祉課長

仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会規約

(名 称)

第1条 本会は、仁淀川、物部川、高知海岸水防連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会は、仁淀川、物部川、高知海岸における水害を防止し、又は軽減するために水防に関する連絡及び調整の円滑化を図り、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、別表－1に掲げる事業を審議決定し、実施する。

(組 織)

第4条 連絡会は、別表－2に掲げる者（以下「委員」という。）によって組織する。

2. 連絡会に会長、副会長を置く。
3. 会長は、連絡会を代表し、会務を掌理するものとし、高知河川国道事務所長をもってこれにあてる。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、高知県土木部河川課長の職にある者をもってあてる。

(連絡会総会)

第5条 総会は、毎年度当初及び会長が必要と認めたときは、会長がこれを招集する。

(幹事会)

第6条 連絡会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、連絡会の運営に関し、連絡会に提案する事項を予め整理するとともに、連絡会から委任された事項を処理する。
3. 幹事会は、別表－3に掲げる者（以下「幹事」という。）によって組織する。
4. 幹事会に幹事長、副幹事長を置く。

5. 幹事長は幹事会を主宰し、これを収集するものとし、高知河川国道事務所副所長（河川）をもってこれにあてる。
6. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、高知県中央西土木事務所次長の職にある者と、高知県中央東土木事務所次長の職にある者をもってあてる。

（任 期）

第7条 委員及び幹事の任期はその職にある期間とする。

（事務局）

第8条 連絡会の事務を処理するため、事務局を高知河川国道事務所に置く。

（規約の改正）

第9条 本規約を改正する必要があると認めるときは、総会の決議により、これを行うことができる。

（雑 則）

第10条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は会長が総会にはかつて定める。

別表－1 連絡会事業

1. 水防警報の連絡系統及び水防に必要な情報の提供に関する事。
2. 水防区域の巡視に関する事。
3. 水防体制に関する事。
4. 水防訓練及び水防に係る広報に関する事。
5. その他連絡の目的を達成するために必要な事項に関する事。

附 則

この規約は昭和57年6月17日から施行する。

平成6年5月27日改正（別表－3（幹事））

平成8年5月29日改正（第6条第5項）

平成14年5月17日改正

（第4条第5項（会計監事）、第8条（経費）、第9条（会計）削除）

平成15年5月16日一部改正

平成21年5月27日改正（高知海岸を追加）（別表－2、3委員・幹事）

平成25年5月30日改正（第4条第4項、第6条第6項、第7条）

平成28年6月2日改正（別表－2委員変更）

令和元年5月29日改正（別表－3幹事変更）

令和3年6月4日改正（別表－2委員）

仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会
＜委員名簿＞

高知河川国道事務所長
高知地方気象台長
高知県河川課長
高知県港湾・海岸課長
高知県中央東土木事務所長
高知県高知土木事務所長
高知県中央西土木事務所長
高知市長
南国市長
土佐市長
香南市長
香美市長
いの町長
日高村長

仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会 ＜幹事名簿＞

高知河川国道事務所	副所長（技術）
高知地方気象台	防災管理官
高知県河川課	河川課長補佐
高知県港湾・海岸課	港湾・海岸課長補佐
高知県中央東土木事務所	技術次長
〃	河港管理課長
高知県高知土木事務所長	次長（技術総括）
〃	河川管理課長
高知県中央西土木事務所長	技術次長
〃	河港建設課長
高 知 市	防災政策課長
南 国 市	危機管理課長
土 佐 市	防災対策課長
香 南 市	防災対策課長
香 美 市	防災対策課長
い の 町	総務課 危機管理室長
日 高 村	総務課長
高知河川国道事務所	事業対策官
〃	地域防災調整官
〃	工務課長
〃	調査課長
〃	河川管理課長
〃	仁淀川出張所長
〃	物部川出張所長
〃	高知海岸出張所長